

食品表示相談申込マニュアル

1. 地産地消・外商課「食品表示相談申込のご案内」ページへのアクセス

高知県地産地消・外商課のHPから「食品表示相談申込のご案内」ページにアクセスしてください。

「食品表示ページ」「相談申込フォーム入力方法説明ページ」のリンクをご確認下さい。

食品表示相談申込のご案内

ページの内容多目録
公開日 2025年04月01日 更新日

食品表示相談とは?

食品の販売に当たり、一括表示、栄養成分表示などの食品表示が基本的に必要となります。食品表示には、食品表示法、景品表示法など、様々な関連法があり、それぞれの法を所管する部署も分かれています。そのため、国庫のパッケージも含めた食品表示に関するご相談に対して、様々な食品関連法に際らして、法市上、適切かどうかお答えします。

なお、この相談申込は、食品表示に関する法や消費部が法令に照らして適切かどうか確認し、市内事業者の同様の食品表示への対応力を高めることを目的とするものであり、食品表示に関する最終チェックを行いその責任を負うものではありませんのでご注意ください。

☞ [食品表示相談申込チラシ \[PDF: 271KB\]](#)

相談申込について

- ・対象者
県内の食品製造業者、販売業者等の食品関連事業者
- ・相談内容
※相談にかかる費用負担はありません。
パッケージ表示を含めた食品表示ラベルについて、法令所管部分の相談を受け付けます。
※ラベルを作成する際の印刷及び電話での具体的な相談については、こちらでは原則対応できません。
☞ [法令所管部署へお問い合わせください。](#)
※食品表示責任者が高知市存在の店舗へ
高知市保健所（高知市）への「ラベルゲン、添加物、保存の方法、アレルギー表示、製造場所の所在地、栄養成分表示の届出」はこの申請では対応していませんので、直接、高知市保健所生活食品課（097-822-2700）へお問い合わせください。
※担当部署が不明な場合は、地産地消・外商課までご連絡ください。

申込に当たっての確認事項

申込みに当たり、まずは以下のページをご確認ください。
 ● [地産地消外商課HP 食品表示ページ](#)
 表示ラベル作成に当たっての基礎知識が学べますので、まずは下記リンクをご確認ください。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/koji/262423180086/>
 ● [地産地消外商課HP 相談申込フォーム入力方法説明ページ](#)
 この相談申込の方法を記載していますので、初めて申し込まれる方は必ずご確認ください。
<http://www.pref.kochi.lg.jp/koji/262423180040/>

食品ラベル等に関する電話での相談は原則対応ができません。
法令所管部署へ直接ご連絡ください。

地産地消・外商課HP「食品表示ページ」に、消費者庁パンフレット等、食品表示に必要な資料を掲載していますので、まずはご覧下さい。

地産地消・外商課HP「相談申込フォーム入力方法説明ページ」に、申請方法の記載をしておりますので、初めて申し込まれる方は必ずご確認ください。

2. 「相談申込フォーム」へのアクセス

「申込に当たっての確認事項」にあるURL（食品表示ページ、相談申込フォーム入力説明ページ）をご確認後、青塗りのURLをクリックし、「相談も申込フォーム」へアクセスしてください。

申込方法

相談申込を行う。「商品ラベル、商品全体（パッケージ）」「原材料の商品仕様書（ない場合は原材料の商品ラベル）」の画像、食品表示セルフチェックシート（一括表示編、栄養成分表示編）をご用意のうえ、下記「相談申込フォーム」よりお申し込みください。

食品表示セルフチェックシートはこちらからダウンロードをお願いします。

なお、申し込みにあたっては、上記「申込に当たっての確認事項」の1項「食品表示ページ」の、「相談申込フォーム」の[入力方法説明ページ](#)）を必ずご確認ください。

相談申込フォームへはここから飛べます。

相談申込フォーム

[食品表示ページ](#)の[お問い合わせ先](#)から[お問い合わせ](#)ください。

※申請書送付後、県庁内の各担当部署が相談内容に対して概ね2週間程度で回答します（年末年始除く）。

お問い合わせ先

原則、相談申込フォームでの申し込みをお願いしておりますが、パソコンや携帯電話からのインターネット接続が難しい方は、郵送での申し込みも受け付けております。

詳しくは、下記「所在地」・「お問い合わせ」をご覧ください。

〒780-8570 高知県丸ノ内1-2-20
高知県庁地方部・外務課
Tel：088-823-9704 Fax：088-823-9262
E-Mail：120401@ken.pref.kochi.jp

この記事に関するお問い合わせ

高知県 産業振興課地方部・地方地産・外務課

所在地： 〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号（本庁舎3階）

企画推進 088-823-9738

地産外需 088-823-9753

電話： 食品加工 088-823-9704

飼料製造 088-823-9741

輸出振興室 088-823-9752

ファックス：088-823-9262

メール： 120401@ken.pref.kochi.jp



PDFの閲覧にはAdobe社の無償のソフトウェア「Adobe Acrobat Reader」が必要です。下記のAdobe Acrobat Readerダウンロードページから入手してください。

[Adobe Acrobat Readerダウンロード](#)

3. 「相談申込フォーム」へ入力

設問を確認し、入力をお願いします。入力に当たっては、下記のページを参考にしてください。

■地産地消・外商課HP 食品表示ページ

表示ラベルの作成に当たっての基礎知識が学べますので、まずは下記のURLをご確認ください。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024031800086/>

食品表示相談窓口対応(地産地消・外商課)

1 ご確認事項

2 ※注意事項

3 申請フォーム

【お願い】お申し込みの前にご確認ください。

■この相談申込は、**県内事業者の皆様**の食品表示への対応力を高めていただくことを目的としています。

■県では、食品表示に関する法令に照らし合わせて「適切かどうか」の確認を行いますが、**最終的な表示内容の決定や責任は事業者の皆様にあります**ので、ご了承ください。

■**1回の申請で1商品の相談が可能です**。フレーバー違いであっても原材料等が同じ商品は、**代表する1商品のみ**を申請してください。

■**所在地が「高知市」の皆様**の「アレルギー、添加物、保存の方法、期限表示、製造所等の所在地、栄養成分表の確認」はこの申請では対応していません。**高知市保健所（生活食品課：088-822-0588）へご相談ください。**

【初めて申請される方】

以下の申請方法を必ずご確認ください。

[食品表示相談申込マニュアル.pdf](#)

1. 法人名・屋号 *

2. 申込者氏名 *

3. 連絡先メールアドレス *

4. 食品表示責任者の所在地を選択してください。 *

- 高知市
 高知市以外

1ページ目 全3ページ

< 戻る **次へ** >

食品表示責任の所在地が高知市の場合は、設問5が出現します。
設問5に回答後、「次へ」にお進みください。
高知市以外の方はそのまま「次へ」にお進みください。

4. 食品表示責任者の所在地を選択してください。 *

- 高知市
 高知市以外

5. 相談内容は「アレルギー、添加物、保存の方法、期限表示、製造所等の所在地、栄養成分表の確認」のみですか？ *

- はい
 いいえ（ラベル・パッケージ等も相談したい）

1ページ目 全3ページ

< 戻る **次へ** >

食品表示相談窓口対応(地産地消・外商課)

1 ご確認事項

Some description

2 ※注意事項

3 申請フォーム

設問4で「高知市」を選択し、設問5で「はい」を選択された方は、高知市保健所が対応先となります。申請を終了し、高知市保健所へご連絡ください。

※食品表示責任者が高知市在住の皆様へ

高知市保健所（高知市）への「アレルギー、添加物、保存の方法、期限表示、製造所等の所在地、栄養成分表の確認」はこの申請では対応していません。高知市保健所（生活食品課：088-822-0588）へご相談ください。

2ページ目 全3ページ

< 戻る

次へ >

食品表示相談窓口対応(地産地消・外商課)

1 ご確認事項

Some description

2 ※注意事項

3 申請フォーム

設問4で「高知市」を選択し、設問5で「いいえ」を選択された方又は、設問4で「高知市以外」を選択された方は、「次へ」から申請を続けてください。

次へお進みください。

2ページ目 全3ページ

< 戻る

次へ >

食品表示相談窓口対応(地産地消・外商課)

✓ ご確認事項
Some description 1

✓ ※注意事項
Some description 2

3 申請フォーム
Some description 3

6. 申込者情報入力

(1) 住所 *

(2) 電話番号 *

(3) 食品関連事業者（表示責任者）の選択 *

製造者 加工者 輸入者 販売者

食品表示責任者が申込者と異なる場合は、食品表示責任者の氏名又は名称と住所を入力してください。

食品関連事業者（表示責任者）について、表示内容に責任を有する者の表示が必要です。食品表示責任者を選択してください。

食品関連事業者（表示責任者）は、製品の製造業者である場合には「製造者」、加工業者である場合には「加工者」輸入業者である場合には「輸入者」と表示します。

製造業者、加工業者又は輸入業者との合意により、これらの者に代わって販売業者が表示責任者となることも可能です。

この場合、事項名を「販売者」とすることが必要です。

これらにより、ラベルに表示する製造者等や連絡先が決まります。

7. 相談内容の入力

(1) 相談商品名*

Input field for consultation item name.

1回の申込申請で相談できるのは1商品です。複数ある場合は複数の申込みをお願いします。

なお、フレーバー違いなどの原材料等が似た商品については、代表する商品を1つ選び、申込みしてください。

(2) 相談を依頼したい項目を選択してください。*注1) 設問8費確認

※担当課より直接ご連絡させていただく場合がございます。

①アレルギー、添加物、保存の方法、期限表示、製造所の所在地、栄養成分表示の食品表示法衛生・保健事項について<添付1必須>

- 安芸福祉保健所 (安芸市、室戸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村)
- 中央東福祉保健所 (南門市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村)
- 中央西福祉保健所 (土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村)
- 須崎福祉保健所 (須崎市、徳島町、津野町、中土佐町、四方十町)
- 幡多福祉保健所 (宿毛市、土佐清水市、四方十市、大月町、三原村、黒潮町)

②一括表示・栄養成分表示以外のパッケージ文書の景品表示法に基づく確認について<添付2必須>

- 県民生活課

③原材料名、名称、原料産産地名の食品表示法(品質事項)に基づく確認について<添付1必須>

- 農産物に関する原材料名、名称、原料産産地名の食品表示法(品質事項)に基づく確認 (農産物マーケティング戦略課)
- 畜産物に関する原材料名、名称、原料産産地名の食品表示法(品質事項)に基づく確認 (畜産振興課)
- 水産物に関する原材料名、名称、原料産産地名の食品表示法(品質事項)に基づく確認 (水産振興課)

④内容量表示など計量法に基づく確認について<添付1・2必須>

- 県計量検定室、高知市計量検定所

(3) 上記でチェックした項目の詳細事項を記入して下さい。

Large text area for entering detailed information for the selected items.

相談の具体的な内容があれば、記載してください。

確認を依頼したい項目にチェックをお願いします。チェックした法令を所管する部署へ確認依頼が行えます。

特に保健所に依頼する場合は、管轄の保健所を選択してください。

※選択すべき項目がわからない場合は、地産地消・外商課へご連絡をお願いします。

8. 画像添付

(1) <添付1>商品ラベルの画像添付してください。*

ファイルを選択 最大10MB

(2) <添付2>商品全体（外装や表面パッケージ）の画像を添付してください。

ファイルを選択 最大10MB

(3) <添付3>原材料の商品規格書・原材料の商品ラベルの画像を添付してください。

ファイルを選択 最大10MB

「商品ラベル、商品全体（パッケージ）の画像」「原材料の商品規格書・原材料の商品ラベルの画像」を添付する場合、「添付ファイル」をクリックすると、添付ファイルを選択するページに移ります。

セルフチェック事項は確認のうえ、チェックをお願いします。各チェック項目の解説を記載した「食品表示セルフチェックシート」を用意していますので、ぜひ記載のURLからご活用ください。

また、地産地消・外商課HP「食品表示ページ」に網羅的に消費者庁等の資料を掲載していますので、ご確認ください。

9. セルフチェック

(1) 一括表示のセルフチェック事項

・申込みを行うにあたり、下記の項目をご確認のうえ、該当項目にチェックをお願いします。

※各チェック項目の解説を記載した「食品表示セルフチェック（一括表示編）」をご活用ください。
[食品表示セルフチェック（一括表示編）](#)

- 【名称】その内容を表す一般的な名称、又は別途定められている名称が表示できている
- 【原材料名】すべての原材料が、重量割合の高い順に、最も一般的な名称で表示できている
- 【原料産地】重量割合が最も高い原材料の原料産地が表示できている
- 【添加物】食品に添加物を使用した場合や使用した原材料に添加物が含まれている場合は、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、物質名で記載できている
- 【添加物】原材料と添加物について、欄をそれぞれ設けたり、「/」等で明確に区分して表示している
- 【添加物】次の用途で使用する添加物は、用途名と物質名が表示できている（甘味料/着色料/保存料/増粘料、安定剤、ゲル化剤または糊料/酸化防止剤/発色剤/漂白剤/防かび剤または防ばい剤）〈例〉甘味料（ステビア）
- 【アレルギー】特定原材料等を含む食品は、適正に表示できている
- 【内容量】単位（g、mg、mL、L、個数等）が明記され、表示できている
- 【期限表示】消費期限又は賞味期限は年月日で表示できている
- 【保存方法】開封前の保存方法について、具体的に表示できている（常温湿度以外は温度帯も表示）
- 【製造所又は加工所の所在地、製造者又は加工者の氏名又は名称等】製造所又は加工所の所在地は表示できている
- 【製造所又は加工所の所在地、製造者又は加工者の氏名又は名称等】製造者又は加工者の氏名又は名称を表示できている
- 【その他】文字の大きさは、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント（約2.8mm）以上である
- 【資源有効利用促進法】プラマークや紙マークなどの容器包装の材質を表す識別表示が表示できている

(2) 栄養成分表示のセルフチェック事項

・申込みを行うにあたり、下記の項目をご確認のうえ、該当項目にチェックをお願いします。

※各チェック項目の解説を記載した「食品表示セルフチェック（栄養成分表示編）」をご活用ください。
[食品表示セルフチェック（栄養成分表示編）.pdf](#)

- 「栄養成分表示」で表示できている
- 食品単位（100g当たり、100ml当たり、1食分（量を併記）、その他の1単位のいずれか）が表示できている
- 熱量（エネルギー）、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量が表示できている
- ナトリウム量（mg）を、食塩相当量（g）に換算して表示できている
- 食塩相当量（g）の表示値は、少数第1位まで表示できている
- 栄養成分の単位は正確に表示できている
- 合理的な推定により得られた表示値であることを表す場合、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかを含む文言が表示できている
- 文字の大きさは、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント（約2.8mm）以上である
- 栄養強調表示（高○○、□□たっぷり、△△ゼロ等）をする場合は、基準（食品表示基準別表第12及び13）を満たしている

10. 備考

申込みに当たり、伝達事項等があれば、「備考」にご記載ください。

11. 注意項目*

- 食品表示に関する責任は事業者の皆様にあります。
- 相談内容によっては回答まで2～3週間程度要することがあります。
- 地産地消・外商課、チェックを入れた部署及び県が確認を依頼する専門家へ本記入情報が共有されます。

「注意事項」は全てチェックが必要な項目になっています。ご確認ください。

3ページ目 全3ページ

< 戻る

✓ 確認

5. 申込完了

申込が完了すれば、このページが表示されます。

概ね2～3週間程度（年末年始等除く）で回答を送付します。

食品表示相談窓口対応(地産地消・外商課)

【申込が完了しました】

回答まで2～3週間程度かかりますが、ご了承ください。

6. 回答の送付

県庁内の各所管部署の回答が出揃えば、地産地消・外商課から下記のようなメールをお申込みいただいたメールアドレスへ送付します。

回答にはそれぞれ回答した部署名を記載しますので、もし回答内容に質問があれば、回答した部署へ連絡をお願いいたします。

